平成２２年（フ）第３７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津249番地７
債務者　前田　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２５０号
広島県東広島市八本松町米満1031番地１　大宝荘104号、前住所広島県東広島市福富町上竹仁280番地14
債務者　三村　友男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２６号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目３番16号
債務者　馬込　義人
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２４号
広島市南区東霞町２番17―207号
債務者　友森　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５６号
広島市中区光南３丁目８番20―203号
債務者　山本　純夫
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２３号
広島市西区観音本町１丁目３番11―201号
債務者　馬場　博文
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４号
広島県福山市西深津町２丁目５番10号　36―3、旧住所広島県福山市松浜町１丁目12番10号
債務者　月田　正人
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６３号
福岡県久留米市三潴町草場150番地　草場団地304号
債務者　田島ユキヱ
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６４号
福岡県久留米市城島町大依101番地１
債務者　木室のり子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７２４号
宮崎市源藤町原田393―１　アメニティ源藤Ｂ101、住民票上の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7053番地３
債務者　高見　桂子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6600番地　町住十日町西幸団地47―１―39
債務者　河野　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６号
宮崎市宮崎駅東３丁目７番地２　サーパス青葉町第２―602号
債務者　舛元理恵子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８号
宮崎市大字小松2359番地１
債務者　齊藤　容乃
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８７号
宮崎市橘通東３丁目５番33号
債務者　二宮　月子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９６号
宮崎市大坪西１丁目11番５―24号　市営住宅
債務者　三木　康生
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２５号
宮崎市吉村町浮之城甲94番地６　野中アパート２号
債務者　松山　秀貴
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２９号
沖縄県浦添市沢岻１丁目９番15号―105号　当間荘
債務者　山城　真美（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部